

事業報告書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日まで)

1 地域医療連携推進法人の概要

(1) 地域医療連携推進法人の名称

地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構

(2) 事務所の所在地

主たる事務所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

従たる事務所 兵庫県姫路市西庄甲520番地

兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地

(3) 地域医療連携推進区域

兵庫県地域医療構想に定める兵庫県播磨姫路圏域

(4) 一般社団法人設立年月日

平成29年2月17日

(5) 都道府県知事認定年月日

平成29年4月3日

(6) 社員の構成

氏名又は名称	議決権数
兵庫県	1
社会医療法人製鉄記念広畑病院	1
合 計	2

(7) 役員の構成

職 名	氏 名	備 考
代表理事	木下 芳一	社会医療法人製鉄記念広畑病院病院長
理事	八木 聰	兵庫県病院事業副管理者
同	向原 伸彦	兵庫県立姫路循環器病センター院長
同	小田 博則	兵庫県立姫路循環器病センター管理局長
同	橘 史朗	社会医療法人製鉄記念広畑病院理事長兼参与
同	坂原 康敏	社会医療法人製鉄記念広畑病院副理事長兼事務長
監事	今後 元彦	兵庫県病院局長

(8) 従業員等の人数

従業員数	0人
受入出向者数	19人

(9) 地域医療連携推進評議会の構成員

氏名	備考
山本 一郎	姫路市医師会会長
井上 喜通	たつの市・揖保郡医師会会長
大野 幸一	姫路市連合自治会会長
黒川 優	姫路市副市長
藤澤 正人	神戸大学大学院医学研究科長・医学部長
邊見 公雄	赤穂市民病院名誉院長
守殿 貞夫	兵庫県病院協会会長
石川 誠	兵庫県民間病院協会顧問

(10) 参加法人の概要

No	法人の名称	施設又は事業者の名称	施設等の所在地	実施事業の内容
1	兵庫県	兵庫県立姫路循環器病センター	兵庫県姫路市西庄甲520番地	医療
2	社会医療法人製鉄記念広畑病院	社会医療法人製鉄記念広畑病院	兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目1番地	医療

(11) 病院等の参加施設の概況

(単位：千円)

No	施設の名称	施設の種類	許可病床数	決算見込		会計年度	総資産
				事業収益	事業費用		
1	兵庫県立姫路循環器病センター	病院	330	13,258,631	13,241,090	1	—
2	社会医療法人製鉄記念広畑病院	病院	392	9,932,150	9,799,846	1	8,109,925

※ 社会医療法人製鉄記念広畑病院事業収益及び事業費用は、経常損益ベースで記載。

(12) 介護事業等地域包括ケアシステムに資する事業を行う施設がある場合の概況
なし

2. 事業の概要

(1) 医療連携推進に資する事業

- ① 診療連携
 - ・医師派遣・診療支援の実施
- ② 地域医療ネットワークの強化
 - ・地域医療連携懇話会の開催
 - ・オープンカンファレンスの開催
 - ・救急医療にかかる消防機関との意見交換・研修会の開催
- ③ 人材教育及び人材交流
 - ・合同研修会の開催
 - ・両病院研修会への相互参加
 - ・院内報の相互発信
- ④ 積極的な情報発信
 - ・ホームページの充実、機関誌の発行
- ⑤ 医療提供体制の統一化
 - ・医療安全マニュアル等の統一化検討
 - ・クリニカルパスの統一化検討
- ⑥ 新病院の医療機能の検討
 - ・運用計画の検討
 - ・医療情報システム等の検討

(2) 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業
該当なし

(3) その他の事業
該当なし

(4) 地域医療連携推進評議会による業務の評価結果及び地域医療連携推進法人の対応状況

年月日	事項	備考
令和元年6月4日	平成30年度事業報告書 平成30年度決算 令和元年度事業計画	

(5) 当該会計年度内に社員総会、理事会で議決又は同意した事項

① 社員総会

年月日	事項	備考
令和元年5月13日	理事の選任	
令和元年5月14日	平成30年度事業報告書	

	平成 30 年度決算	
令和元年 12 月 3 日	令和元年度事業計画書(補正案) 令和元年度予算(補正案)	
令和 2 年 3 月 10 日	令和 2 年度事業計画書 令和 2 年度予算	

② 理事会

年月日	事 項	備 考
令和元年 5 月 14 日	理事長の選定 平成 30 年度事業報告書 平成 30 年度決算	
令和元年 12 月 3 日	令和元年度事業計画書(補正案) 令和元年度予算(補正案)	
令和 2 年 3 月 10 日	令和 2 年度事業計画書 令和 2 年度予算	

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
特になし

(7) その他
特になし

法人名 はりま姫路総合医療センター整備推進機構
所在地 神戸市中央区下山手通5-10-1

財産目録
(令和2年3月31日 現在)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	三井住友銀行	運転資金として	803,606
	未収金	—	—	1,595,424
流動資産合計				2,399,030
(固定資産)				0
固定資産合計				0
資産合計				2,399,030
(流動負債)	未払費用	—	—	2,377,030
	未払法人税等	—	—	22,000
流動負債合計				2,399,030
(固定負債)				0
固定負債合計				0
負債合計				2,399,030
純資産				0
うち医療連携推進目的取得財産残額				0

法人名 はりま姫路総合医療センター整備推進機構

所在地 神戸市中央区下山手通5-10-1

貸借対照表

(令和2年3月31日 現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1.流動資産		1.流動負債	
現金及び預金	803,606	支払手形	0
事業未収金	1,595,424	買掛金	0
たな卸資産	0	短期借入金	0
前渡金	0	未払金	0
前払費用	0	未払費用	2,377,030
繰延税金資産	0	未払法人税等	22,000
その他の流動資産	0	未払消費税等	0
流動資産合計	2,399,030	繰延税金負担	0
2.固定資産		前受金	0
(1)有形固定資産		預り金	0
建物	0	前受収益	0
構築物	0	その他の流動負債	0
医療用器械部品	0	流動負債合計	2,399,030
その他の器械備品	0	2.固定負債	
車両及び船舶	0	長期借入金	0
土地	0	繰延税金負担	0
建設仮勘定	0	退職給付引当金	0
その他の有形固定資産	0	その他固定負債	0
有形固定資産合計	0	固定負債合計	0
(2)無形固定資産		負債合計	2,399,030
借地権	0	III 純資産の部	
ソフトウェア	0	1.基金	0
その他の無形固定資産	0	2.積立金	0
無形固定資産合計	0	繰越利益積立金	0
(3)その他の資産		純資産合計	0
長期貸付金	0		
役員等長期貸付金	0		
長期前払費用	0		
繰越税金資産	0		
その他の固定資産	0		
その他の資産合計	0		
固定資産合計	0		
資産合計	2,399,030	負債及び純資産合計	2,399,030

法人名 はりま姫路総合医療センター整備推進機構

所在地 神戸市中央区下山手通5-10-1

損益計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額
1. 経常損益の部	
(1) 経常収益	
受取会費	3,095,424
受取利息	11
経常収益計	3,095,435
(2) 経常費用	
事業費	280,516
印刷製本費	280,516
管理費	2,792,919
報酬	76,080
諸謝金	212,471
旅費	121,778
消耗品費	756
委託料	2,124,428
賃借料	143,506
租税公課	110,600
雑費	3,300
経常費用計	3,073,435
経常利益	22,000
2. 特別利益の部	
(1) 特別利益	
固定資産売却益	0
特別利益計	0
(2) 特別損失	
固定資産売却損	0
特別損失計	0
税引前当期純利益	22,000
法人税、住民税及び事業税	22,000
法人税等調整額	0
当期純利益	0

その他会計書類

令和元年度事業報告には、医療法第 70 条の 14 の規定により準用する第 51 条第 1 項に規定する純資産変動計算書及び附属明細書（有形固定資産等明細表、引当金明細表、純資産増減計算内訳表）はありません。

監事監査報告書

地域医療連携推進法人

はりま姫路総合医療センター整備推進機構

代表理事 木下 芳一 殿

私は、地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構の令和元年会計年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和2年5月7日

地域医療連携推進法人

はりま姫路総合医療センター整備推進機構

監事 秋山 徹志



独立監査人の監査報告書

令和2年 4月23日

地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構


監事 秋山 徹志 殿

監査法人 だいち

代表社員

公認会計士

業務執行社員

奥山 博英 

当監査法人は、医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第5項の規定に基づき、地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第3会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、平成29年厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構の計算書類が、すべての重要な点において平成29年厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和2年 4月23日

地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構

理 事 会 御 中

監 査 法 人 だ い ち

代 表 社 員

公認会計士

業 務 執 行 社 員

奥山博英 

当監査法人は、医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第5項の規定に基づき、地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第3会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、平成29年厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構の計算書類が、すべての重要な点において平成29年厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

地域医療連携推進法人はりま姫路総合医療センター整備推進機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上